



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

一病息災

この原稿を書いている5月下旬ですが、25℃の夏日を超える日が毎日のように続き、皆さまにおかれましても、早くもバテてしまっているような感じではないでしょうか。それだけでなく前日との気温差が10℃以上になることも珍しく無くなっています。人間に限らず、動物は気温の急激な変化が一番体にダメージとなりやすい様で、そういった意味では体調管理が非常に難しい環境となってしまったということですね。世界でも異常気象がここ10年位頻発しているだけに環境問題は待たないところ、少しずつSDGsを意識しながら生活することが環境改善の第一歩かと思えます。

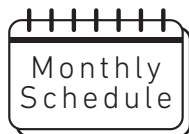
そんな厳しい環境の中でも、良いパフォーマンスを維持しながら仕事はしていかなければなりません。そのためには何よりも体調管理が大事になってくるかと思えます。恐らく皆さまの方でも色々と対策はされているかと思えますが、参考までに当事務所の取り組みをご紹介しますので、ご紹介します。

当事務所では夏は27℃、冬は23℃、湿度は40~60%になるよう、エアコン、加湿器などを駆使して室内環境を調整しております。政府の推奨は夏28℃、冬22℃の様ですが、私の肌感覚ですと上記の方が快適性を感じましたので、その温湿度を基準としました。また基準温湿度に早くした方がその後の光熱費が削減されるということで、スイッチを入れるときはマックスの設定にして、基準温湿度に達したら設定温度等もそれに近づけるように設定を変えます。それ以外にも足元が寒いというスタッフにはミニホットカーペットを支給したり、寒さを感じやすいトイレやミーティングルームにもミニストーブを設置しております。これだけを見るとかなり光熱費が掛かりそうな感じですが、人感センサー付

きのものを使用しているのも、ムダ遣いは上手く防止できています。

人によっては「えっ！ここまでやるの？」と思われるかもしれませんが、私やスタッフにとっては非常に重要と捉えております。先月にもお話しした通り、私は生まれつき体がそれほど強くありません。故にちょっとした温度や湿度の変化にも弱く、季節の変わり目は毎年のように風邪をひいておりました。そうなるとうまいパフォーマンスは発揮できず、業務に支障を来しかねませんし、だましだましやろうとすると体調不良を長引かせてしまいかえって良くないです。しかしそういった対策のお陰か、ここ数年は季節の変わり目でも風邪をあまり引かなくなりましたね（自分のペースで仕事が出来ようになった、満員電車に乗らなくなったというものもあるとは思いますが）。そう考えると体が強くなかったということに自覚できたからこそ、体調に関して細心の注意を払えるようになったと言えるかもしれません。

一般的には「無病息災（病気にかかることなく、健康に暮らすこと）」が良いと言われておりますが、全く病気に罹らないと自分の体を過信して健康管理を怠る人も多いと聞きます。その怠ったツケは知らず知らずの間に蓄積される様で、突然異変が現れることも多いようです。そこで頑張っただけで元に戻そうと思っても、完全に元に戻るには不摂生の期間と同じ時間が必要とのこと。そんなこともあって最近「一病息災」の方が良いのではと言われております。ウイークポイントは通常ネガティブに捉えがちですが、そういうものがあるからこそケアを怠らなくなり、力を発揮できるようになるのであれば、自身のウイークポイントも受け入れやすくなるのではないのでしょうか？



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 10月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、6月末までに中間納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署（消費税のみ）、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、**7/1(月)**までに納付の対応をお願い致します。納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。

2 今月より定額減税の対応が開始致します。

→原則6/1に在職している甲欄の従業者全てを対象として、源泉所得税から所定の減税額を控除しなければなりません。更に**減税額の給与明細への記載が義務**付けられています。ご不明点がある方は6月の給与支給前に必ず当事務所までご相談下さい。

3 源泉所得税の納期の特例を申請している事業者は、1～6月に支給した給与及び土業に支払った報酬に係る源泉所得税を、7/10(月)までに納税をしなければなりません。

→令和6年1～6月中の「給与支払額(賞与・役員報酬を含む)・天引きされた社会保険料額・源泉徴収税額」及び「当事務所以外の社労士、司法書士、弁護士などの土業に支払いがあった場合の、支払日・請求額・源泉徴収税額」の情報が必要ですので、支給額、支払額が確定次第、速やかに加納税務会計事務所にお送り(メールでも結構です)下さい。

4 労働保険に加入している事業者は、7/10(月)までに労働保険申告書の作成・労働保険料の納付をしなければなりません。

5 社会保険に加入している事業者は、7/10(月)までに算定基礎届(年度更新)を提出しなければなりません。

→自社で対応が難しいようであれば提携の社会保険労務士をご紹介致しますので、お早めにご相談下さい。

6 6月から個人住民税は新事業年度を迎え、従業者の住民税を天引き(特別徴収)して給与を支給している事業者のところに、従業者の住所地の自治体から「特別徴収税額決定通知書」及び「納付書」が届いているかと思います。

→本年は定額減税がありますので6月の徴収は無しとなります。7月分から徴収開始となりますので、まずはしっかり通知書を確認して計算して下さい。年末調整の際、特別徴収で処理を依頼したのにまだ通知書が届いていないという方は、確認致しますのでご連絡下さい。

納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

賃上げ促進税制

賃上げ促進税制は平成25年に創設されている「所得拡大促進税制」をベースに、令和4年に創設されたものです。

この制度は青色申告書を提出している中小企業者等が一定の要件を満たした上で、前年度より従業員の給与等支給額^{※1}を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる税制上の優遇措置です。この度令和6年度税制改正にて、より適用しやすくなる様、下記の改正が行われました。

令和6年度改正変更点 ★は重要項目

- ・大企業、中小企業に加え中堅企業向けを新設
- ・トータルの税額控除率アップ（中小企業は最大40%→45%）
- ★教育訓練費^{※2}の前年比率要件の緩和（中小企業は10%→5%）
- ・女性の子育て支援、活躍推進の観点からの税額控除率加算措置を新設
- ★賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しを新設

（留意点）

- ・令和6年4月1日～令和9年3月31日までの間に開始する事業年度が適用対象期間。
- ・適用事業年度的全雇用者の給与等支給額が前事業年度より増額が絶対条件。
- ・教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の給与等支給額の0.05%以上である場合に適用可能。

※1 給与等支給額

国内雇用者（パート、アルバイト、日雇い労働者も含み、使用人兼務役員を含む役員及び役員や個人事業主の特殊関係者（配偶者及び6親等以内の血族、3親等内の姻族が該当）は含まない。以下同じ）に対する給与等の支給額。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除。

※2 教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち外部講師謝金等、外部施設使用料等、研修委託費等、外部研修参加費等など一定のもの。

従来赤字の企業や繰越欠損金があるため、法人税等の納税が発生しなかった企業にはなじみの薄かった賃上げ促進税制ですが、今回の改正で上記の様な企業でも賃上げを実施すれば適用できる可能性が広がりました。昨今日本では人手不足が深刻化しておりますが、賃上げの実施は人材の確保につながり、教育訓練の充実は従業員のスキルアップを図れるなど業績アップに不可欠ですので、赤字企業こそ積極的に実施をして頂きたいですね。期限内の黒字達成で減税も受けられますので、企業の発展をさせる戦略として活用いただけたら幸いです。

（参考）賃上げ促進税制パンフレット



PDF

Topics

税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

- ① 令和6年4月1日より「申告書等閲覧サービスの実施について」改正があり、税務代理及び閲覧サービスの委任について、納税者本人の実印や印鑑登録証明書の提出が省略されました。**

これにより税理士への申告書等閲覧の委任がしやすくなりました。税務書類等が必要であるものの紛失等でお手元に無い場合は、当事務所までご連絡の上、ご依頼下さい。

- ② 令和6年4月1日から、e-Taxでの申告等データの送信と同時にダイレクト納付手続が可能となる新機能「自動ダイレクト」が開始しました。**

上記機能利用のためには、予めダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了していることが必要です。

利用届出書の代理作成をご希望の方や申告の際、自動ダイレクトの利用をご希望の方は、当事務所までご連絡下さい。



PDF

- ③ 令和6年6月1日より、消費税の軽減税率の対象となる給食の一食当たりの金額基準が変更されました。**



PDF



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffice>

